二七六　ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件　二七　二　135　六

二七七　南部地域における不発弾除去の加速化を通じた地域開発計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　二

二七八　ブルネイ・ダルサラーム国についての環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の効力発生に関する件　二七　二

二七九　防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　二七　二

二八〇　円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の三の書簡の交換に関する件　二七　二

二八一　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件　二八　135　六

二八二　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件の一部を改正する件　二八　135　六

○財務省

一五九―一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　121　三七

一六〇一　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　121　四四

一六二―一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　121　四四

一六五―一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　121　四四

一六八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　122　一〇六

一六九―一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　122　一〇七

一七一　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　九　122　一〇八

一七二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二三　二

一七三　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　二九　136　八　三〇　特53　一

一七四　外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件　三〇　特53　二

○財務省、農林水産省

一七　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　二

一八　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　三

一九　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　三

○財務省、経済産業省

六　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示　一九　三

○財務省、経済産業省、環境省

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件　二三　132　二九　九　122　一〇九

二一　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件　三〇　137　三四

二二　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件　三〇　137　三七

二三　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める場合を定める件の一部を改正する件　三〇　137　三八

○文部科学省

四九　大学設置基準別表第一イ(1)備考第十一号の規定に基づき教員養成に関する学部に係る基幹教員について定める件　一五　三

五〇　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第二十三条第四項のスポーツ振興投票対象試合開催機構の住所及び事務所の所在地の変更の届出があった件　一九　四